

原議保存期間	1年（令和3年3月31日まで）
有効期間	二種（令和3年3月31日まで）

警視庁生活安全部長

警察庁丁生経発第40号、丁搜二発第35号

警視庁刑事部長殿

令和2年3月31日

各道府県警察（方面）本部長

警察庁生活安全局生活経済対策管理官

（参考送付先）

警察庁刑事局捜査第二課長

各管区警察局広域調整部長

利殖勧誘事犯又はヤミ金融事犯に係る凍結口座名義人リスト及び凍結口座名義法人リストの運用について

現在、「利殖勧誘事犯又はヤミ金融事犯に係る凍結口座名義人リスト及び凍結口座名義法人リストの運用について」（平成27年3月3日付け警察庁丁生経発第42号、丁搜二発第43号。以下「旧通達」という。）等により、利殖勧誘事犯又はヤミ金融事犯（以下「利殖勧誘事犯等」という。）に利用され凍結された個人又は法人名義口座に係る名義人等の情報を集約したリストを警察庁において作成し、一般社団法人全国銀行協会その他の別紙1に掲げる団体（以下「全銀協等」という。）に提供して、当該リストに掲載された者に対する新規口座開設の拒絶等への活用を求めているところであるが、生活経済対策管理官が運用する凍結口座管理システムの更改等に伴い、旧通達を一部改めることから、各都道府県警察においては、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 用語の定義

（1）凍結口座名義人リスト

警察庁刑事局捜査第二課（以下「捜査第二課」という。）が警察庁生活安全局生活経済対策管理官（以下「生経官」という。）と連携して、警察庁情報管理システムによる知能犯罪情報管理業務（以下「知能犯システム」という。）及び生活経済事犯等凍結口座管理プログラム（以下「凍結口座管理プログラム」という。）に登録された凍結口座名義人情報から作成するリストをいう。

（2）凍結口座名義法人リスト

生経官が捜査第二課と連携して、凍結口座管理プログラム及び知能犯システムに登録された凍結口座名義法人情報から作成するリストをいう。

（3）凍結口座名義人情報

預貯金口座の名義人の「漢字氏名」、「カナ氏名」、「性別」、「生年月日」、「住所

（金融機関が把握している最新の住所）」及び「犯罪種別（特殊詐欺、ヤミ金融事犯、利殖勧誘事犯の別）」についての情報であって、警察が口座凍結のための金融機関への情報提供（以下「凍結検討依頼」という。）を行った個人名義預貯金口座のうち、金融機関が凍結検討依頼を行った所属（以下「凍結検討依頼所属」という。）に対し、「凍結した」又は「凍結済み」の回答を行った口座に係る情報をいう。

（4）凍結口座名義法人情報

預貯金口座の名義法人の「漢字名称」、「カナ名称」、「法人設立年月日」、「所在地（金融機関が把握している最新の所在地）」、「犯罪種別（特殊詐欺、ヤミ金融事犯、利殖勧誘事犯の別）」及び「法人の代表者漢字氏名」についての情報であって、警察が凍結検討依頼を行った法人名義預貯金口座のうち、金融機関が凍結検討依頼所属に対し、「凍結した」又は「凍結済み」の回答を行った口座に係る情報をいう。

2 生活安全部門におけるリストの作成及び提供等

生活安全部門においては、次の要領により凍結口座名義人リスト及び凍結口座名義法人リスト（以下「リスト」という。）の作成及び提供等を行う。

（1）凍結検討依頼

利殖勧誘事犯等に利用された疑いのある預貯金口座を把握した都道府県警察の各所属は、速やかに電話又はファクシミリ送信により当該預貯金口座が開設された金融機関に対して、預貯金口座の凍結検討依頼を行い、その後、郵送で別添様式の凍結検討依頼書を送付する。

なお、事後にリストを作成する必要があることから、凍結検討依頼書の「5 その他参考事項」欄には、様式中に示された事項を確実に記載すること。

また、現在、金融機関における資金決済のオンラインシステムは24時間稼働しており、夜間、休日でも即時送金が可能であることに留意し、速やかな凍結検討依頼に努めること。

（2）凍結口座管理プログラムへの登録

（1）により凍結検討依頼を行った所属は、速やかに、その旨を凍結口座管理プログラムに登録する。

また、金融機関から凍結口座名義人又は凍結口座名義法人に関する回答を受理したときは、速やかに、判明事項を凍結口座管理プログラムに登録する。

（3）リストの提供等

生経官は、毎月2回、別紙2に示した凍結口座名義法人リストを作成し、全銀

協等及び都道府県警察に提供する。

また、捜査第二課が毎月2回、凍結口座名義人リストを作成し、全銀協等及び都道府県警察に提供することに協力する。

3 生活安全部門におけるリストからの削除

(1) 削除基準

リストに掲載された個人又は法人（以下「リスト掲載者」という。）が以下のいずれかに該当する場合は、当該リスト掲載者に係る凍結口座名義人情報又は凍結口座名義法人情報（以下「凍結口座名義人情報等」という。）をリストから削除するものとする。ただし、捜査上の必要性その他の事由がある場合は、この限りではない。

ア リスト掲載の基となった凍結口座について、利殖勧誘事犯等に利用されていないことが判明したとき。

イ [REDACTED]

[REDACTED]

ウ [REDACTED]

エ [REDACTED]

[REDACTED]

オ [REDACTED]

[REDACTED]

(2) 警察庁に対する報告

都道府県警察本部の生活経済担当課（以下「本部担当課」という。）は、自らの都道府県警察の所属が凍結検討依頼を行った口座に係るリスト掲載者が(1)のアからエまでのいずれかに該当することを確認したとき又は自らの都道府県警察が検挙した利殖勧誘事犯等又はその助長犯罪の被疑者が他の都道府県警察の所属が凍結検討依頼を行った口座に係るリスト掲載者であることが判明したときは、その旨を生経官に報告する。

(3) 情報の削除

ア 生経官は、(1)ア、イ及びオに該当するリスト掲載者の情報を、リストから削除する。

イ 生経官は、(2)により報告を受けた(1)ウ及びエに該当するリスト掲載者について、都道府県警察の本部担当課に対して、リストから凍結口座名義人情報等を削除することの可否について照会を行う。

その結果、情報の削除について否とする都道府県警察がなかった場合は、当該リスト掲載者の情報を削除する。

4 運用上の留意事項

(1) 捜査の徹底

ア 口座凍結の原因となった事案の積極的な事件化

凍結検討依頼所属は、
すること。

特に、凍結口座に相当額の犯罪収益が残存するときは、被疑者側による奪還が予測されるため、積極的な事件化による剥奪に努めること。

イ 利殖勧誘事犯等又はその助長犯罪検挙時の余罪捜査の徹底

利殖勧誘事犯等又はその助長犯罪を検挙したときは、リスト及凍結口座管理プログラムを活用するなどして余罪を解明し、当該余罪に係る凍結検討依頼所属と連携して、捜査を徹底すること。

(2) 金融機関からの通報への的確な対応

リスト掲載者が金融機関に新たな預貯金口座の開設を申請してきた場合、当該金融機関は、凍結検討依頼の原因となった犯罪の種別や凍結検討依頼所属の部門の別にかかわらず、当該金融機関の所在地を管轄する警察署刑事担当課に通報し、通報を受けた警察署刑事担当課において、現場臨場や掲載者からの事情聴取等第一次的な対応を行うこととされている。

他方、凍結検討依頼所属が生活安全部門である場合や、リストに掲載される根拠となった犯罪の種別が利殖勧誘事犯等である場合その他警察署生活安全担当課において対応することが適切である場合には、生活安全担当課においては、刑事担当課及び凍結検討依頼所属と密接に調整した上で、
所要の捜査を徹底すること。

(3) 削除要請への対応

ア 凍結検討依頼所属において、リスト掲載者又はその関係者から、犯罪と無関係であるなどとしてリストからの情報削除の要請を受けたときは、速やかにリスト掲載者の取調べや所要の裏付け捜査を行い、事件性の有無を適切に判断すること。

イ 凍結検討依頼所属以外の所属において、アと同様の削除要請を受けたときは、速やかに凍結検討依頼所属にその旨を連絡するとともに、必要に応じて、要請者からの聴取を行うなど、凍結検討依頼所属の行う事件性の判断に協力すること。

ウ アにより、3(1)の削除基準に該当すると認められても、実際の情報削除は、3(3)イの生経官による全国照会を経てから行われる場合もあることから、要請者からの削除時期等に関する問い合わせに対しては、不用意な発言はしないこと。

(4) 口座凍結解除の取扱い

リストの提供と預貯金口座の凍結検討依頼では、その目的が異なることから、リストから情報を削除する場合であっても、リストに掲載する際の基となった口座凍結の解除を金融機関に要請するか否かについては、別途その必要性を判断すること。

【本件担当】

生活安全局生活経済対策管理官付

経済第2係 (████████)

刑事局捜査第二課

特殊詐欺対策室 (████████)

別紙1

凍結口座名義人リスト及び凍結口座名義法人リストを提供している団体等

- 一般社団法人全国銀行協会（同協会を通じて、同協会の正会員及び準会員（銀行等）であり、かつ個人又は法人の預金口座が開設可能な金融機関に提供される。）
- 株式会社ゆうちょ銀行
- 株式会社商工組合中央金庫
- 農林中央金庫（同金庫を通じて、信用事業を行っている会員（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会）に提供される。）
- 一般社団法人全国信用金庫協会（同協会を通じて、同協会の会員（信用金庫及び信金中央金庫）に提供される。）
- 一般社団法人全国信用組合中央協会（同協会を通じて、同協会の会員（信用組合）に提供される。）
- 労働金庫連合会（同連合会を通じて、傘下の労働金庫に提供される。）
- 一般社団法人しんきん共同センター

別紙2

凍結口座名義人リスト

(総数リスト)

通番	リスト追加年月日	性別	カナ氏名	漢字氏名	生年月日	住所	警察からの凍結依頼日	凍結依頼を行った警察部署	犯罪種別

(新規追加リスト)

通番	リスト追加年月日	性別	カナ氏名	漢字氏名	生年月日	住所	警察からの凍結依頼日	凍結依頼を行った警察部署	犯罪種別

(削除リスト)

通番	リスト追加年月日	性別	カナ氏名	漢字氏名	生年月日	住所	警察からの凍結依頼日	凍結依頼を行った警察部署	犯罪種別	削除依頼日	削除事由	削除事由の内容

凍結口座名義法人リスト

(総数リスト)

通番	リスト追加年月日	性別	カナ名称	漢字名称	法人設立年月日	届出所在地	警察からの凍結依頼日	凍結依頼を行った警察部署	犯罪種別	法人代表者漢字氏名

(新規追加リスト)

通番	リスト追加年月日	性別	カナ名称	漢字名称	法人設立年月日	届出所在地	警察からの凍結依頼日	凍結依頼を行った警察部署	犯罪種別	法人代表者漢字氏名

(削除リスト)

通番	リスト追加年月日	性別	カナ氏名	漢字氏名	法人設立年月日	住所	警察からの凍結依頼日	凍結依頼を行った警察部署	犯罪種別	法人代表者漢字氏名	削除依頼日	削除事由	備考

各項目の説明

1 犯罪種別は、空欄=特殊詐欺、1=ヤミ金融事犯、2=利殖勧誘事犯

2 [REDACTED]

3 名義(法)人情報に訂正があった場合、その情報を一旦削除して訂正したもの(通番、リスト追加年月日は同じ)を追加するため、削除リストに訂正前の内容(削除事由(コード)10)、総数リスト、新規追加リストに訂正後の内容が掲載される。

4 [REDACTED]

別添様式

○○○○○発第○○○号
令和○○年○○月○○日

○○○○銀行 ○○支店長 殿

○○警察署長
○ ○ ○ ○ 印

預金口座等の凍結依頼について

下記の預金口座等は、犯罪利用預金口座等の疑いがあることから、今後の被害拡大を防止するため、当該預金口座等の凍結を検討していただきたく依頼します。

記

1 預金等種別

- 普通
 当座
 その他 ()

2 口座番号

3 口座名義人

4 犯罪の種別

- オレオレ詐欺 (恐喝)
 架空料金請求詐欺 (恐喝)
 融資保証金詐欺
 還付金詐欺
 金融商品詐欺
 ギャンブル詐欺
 交際あっせん詐欺
 その他の特殊詐欺 ()
 インターネット・オークション詐欺
 ヤミ金融事犯 ()
 利殖勧誘事犯 ()
 その他 ()

注: 「ヤミ金融事犯」、「利殖勧誘事犯」の場合、括弧内に「出資法(高金利)違反」や「詐欺」、「金商法(無登録営業)違反」等の罪名を記入する。

5 その他参考事項

(個人口座の場合) ※ 口座名義人の「漢字氏名」、「カナ氏名」、「性別」、「生年月日」及び「現在金融機関が把握している最新の住所」について記入し、返送していただきたい。

(法人口座の場合) ※ 口座名義法人の「漢字名称」、「カナ名称」、「設立年月日」及び「現在金融機関が把握している最新の所在地」について記入し、返送していただきたい。また、「法人代表者の漢字氏名」を把握している場合には併せて記入いただきたい。

【連絡先】

〒100-0000

東京都千代田区霞ヶ関1-1 ○○警察署

生活安全課長 ○○○○ (担当: ○○○○)

電話 03-456-7890(内線1234)/FAX 03-456-7890

※1 「1」及び「4」にあっては、該当項目をチェックすること。「その他」を選択した場合は、() 内に詳細を記載すること。

※2 金融機関のオンラインシステムが24時間稼働しており、夜間、休日であっても即時送金が可能であることに留意し、速やかな凍結検討依頼に努めること。

※3 夜間、休日等で所属長決裁を経ずに凍結検討依頼を行った場合は、事後速やかに決裁済みのものを送付すること。